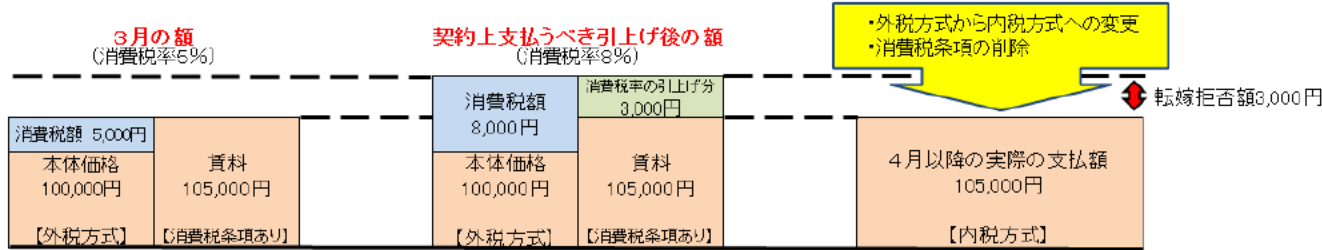


# アイフル株式会社（特定事業者）（貸金業を営む事業者）

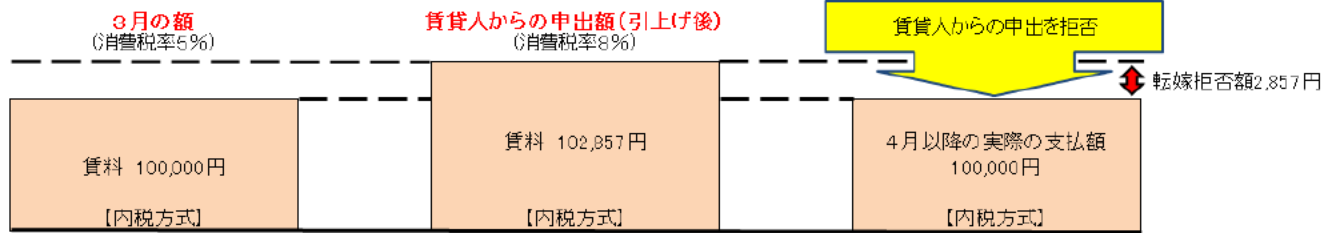
消費税率の引上げに伴い、賃料等の支払総額を増加させないため、それぞれの賃貸人に以下のとおり対応した。

- 1 消費税率が引き上げられれば当該引上げ分を上乗せして支払うことが契約上明らかな賃貸借契約（※）を締結する賃貸人（2(2)ア(7)、(イ)）

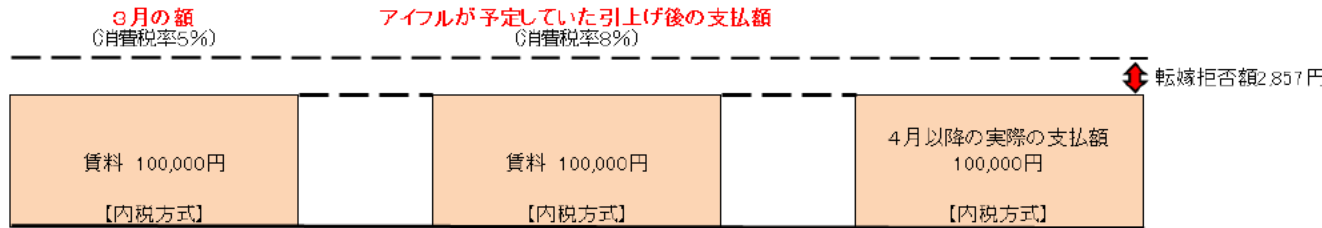


※ 外税方式の賃貸借契約のほか、賃料等を消費税を含む額で定めているが、消費税率が引き上げられれば当該引上げ分を上乗せする旨が別条項（消費税条項）で定められている賃貸借契約もある。

- 2 内税方式であって消費税率の引上げ分の上乗せを申し出た賃貸人（2(2)ア(ウ)）



- 3 内税方式であって消費税率の引上げ分の上乗せを申し出なかった賃貸人（2(2)イ）



## 勧告の内容

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

店舗等の賃貸人（特定供給事業者 約600事業者）